

男女共同参画社会推進会議

公募期間：令和6年3月1日(金)から令和6年4月26日(金)まで

(1) 公募に関する情報

ア. 公募の趣旨

男女共同参画社会推進会議は、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の推進に向け、町民の皆さんの声を聴きながらセミナーの企画や情報誌の発行などに取り組んでいます。このたび、一緒に取り組んでいただけるメンバーを募集します。

イ. 応募資格

- ①町内在住、在勤、在学の満20歳以上の方
- ②町の審議会等の委員に4つ以上兼任していない方

ウ. 公募人数

3人

エ. 応募方法

持参、郵送、FAX、Eメール

オ. 条例第14条第2項及び第3項に規定する配慮事項及びその優先順位

- ①男女比率、②年齢構成、③審議会等の兼任数

カ. 選考方法

公募人数を超えて応募があった場合は、①男女比率、②年齢構成、③審議会等の兼任数に配慮し、選考します。

キ. 条例第13条第2項に基づく説明会の有無

有。説明を希望の方に個別に説明を行います。(4月22日までに申込要)

ク. 問合せ先

総務課人権推進室 (電話34-1111 内線210)

(2) 審議会等に関する情報

ア. 審議会等の目的及び役割

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の推進に向けて取り組むために設置しています。

イ. 募集委員の任期

任命を受けた日から同日の属する年度の翌年度の末日まで

*男女共同参画社会推進会議設置規程第4条

ウ. 委員定数及び委員構成

10人以内 「公募による市民」及び「識見を有する者」

*男女共同参画社会推進会議設置規程第3条

エ. 会議開催の予定時期及び予定回数

年5回程度開催

オ. 一時保育の有無

有

カ. 報酬等の有無

有（謝金）。 *男女共同参画社会推進会議設置規程第9条

令和5年度予算:男女共同参画社会推進事業

08 報償費 01 報償金 02 男女共同参画社会推進会議メンバー謝金

@2,000円×7名×6回=84,000円

キ. 委員になることのメリット

男女共同参画社会（性別役割分担意識の改革、政策・方針決定過程への女性の参画、職場・家庭・地域における男女共同参画の推進、女性に対する暴力対策など）の実現に向けた様々な事業を提案・企画等を行うことができます。また、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できるまちづくりに寄与することができます。